東京都行政書士会北支部広報







第46号 2021年6月1日発行 発行人 雨 谷 幹 彦 編集人 吉 村 信 一 北区赤羽西1-5-1-606 電話 03-5963-7437 FAX 03-5963-7430

令和2年度法教育実施報告

本年度の法教育出前授業も無事に全日程を終えることができました。

本年度は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、積極的な広報活動は控え、過去に実施例のある学校に対しお声がけをさせていただき 実施の希望をお伺いし、感染防止対策にも極力配慮した形での実施となりました。

このような未曽有の事態の中にあって、実施に至った4校(3校4学年)の授業内容は、それぞれの学校・教員の皆様の希望を反映したバラエティに富んだものとなりました。

北支部の法教育出前授業は10年を超える実績があり、定番化された出前授業もいくつかあります。本年度の出前授業は、それらの定番化された出前授業を基本に置きながらも、講師一人ひとりが学校・教員の目指す方向性を感じ取り、児童・生徒の発達段階を意識した、非常に完成度の高い出前授業になっていたと強く感じました。

教員をはじめとする学校関係者の皆さんの熱意 をベースにしつつ、それに勝るとも劣らない講師 の周到な準備とやりとげようとする責任感と情熱 が北支部の法教育の根底には常にある、と改めて 思い知らされた今期の法教育出前授業でした。 校長先生をはじめとする学校関係者の皆様のご協力、講師・グループリーダー・連絡調整担当の支部法教育推進委員会の面々、そのほか北支部の法教育出前授業実施にご理解とご協力をいただいたすべての皆様にあらためて感謝申し上げます

今後とも北支部の法教育出前授業の実施にご理解ご協力を賜れますようお願い申し上げます。

(前・法教育推進委員会委員長 山本惠美子)



令和2年度法教育実施概要 次ページで事例をご紹介しています

実施日	学校・学年	講師	授業内容	
令和2年	桐ヶ丘郷小学校	窪田信男	自転車のきまり	
12月16日	4年生	(大田支部)		
令和3年	桐ヶ丘郷小学校	帆秋啓史	クラスのきまりと合意形成	
2月17日	6年生	(北支部)		
令和3年	なでしこ小学校	吉村信一	公園をテーマにまちづくりを考える	
2月27日	6 年生	(北支部)		
令和3年	神谷中学校	髙橋賢大	消費者教育	
3月11日	3年生	(北支部)		

社会生活の中でもめごとが起きた時 ~問題解決について考えよう~(桐ヶ丘郷小6年)

令和3年2月17日、北区立桐ヶ丘郷小学校において、6年生2クラスを対象に社会生活の中でもめごとが起きた時~問題解決について考えよう~をテーマに法教育出前授業の講師を務めさせて頂きました。

児童は4年生の時にも法教育を受けており、その際にはルール(きまり)はなぜあるのか、日常生活の中からルールの存在に気づき、理解して行動する気持ちを育てることを目的として授業を行いました。

6年生ではそこから更に進んで、社会の中でも めごとが起きた場合の問題解決をテーマにより良い解決を導くために自分の頭で考えることの大切 さを知り、様々な角度から物事を見ることの重要 性について考えてもらう授業を行いました。

児童には、あるクラスの掃除時間に起きたもめ ごと(そうじをさぼっていたと主張する児童とさ ぼってはいないと主張する児童の対立)について 考えてもらいました。

授業ではどちらの主張が正しいのか判断することをゴールとはせず互いの主張の対立がなぜ起きたのかを考えてもらうことに重きを置きました。

当事者の話を聞き、本当にさぼったと言えるのか、さぼったと言われた側の行動には事情や理由があるのではないか。また、さぼったと言った側にも立場や状況によって、なぜさぼったと感じたのかを児童に考えてもらいました。

そこから、第三者の意見も踏まえ、当事者双方 第三者の児童達、それぞれの見方によって、物事 の捉え方が変わることがあるということを考えてもらいました。

まとめに「もめごとを解決するためにはそれぞれの意見、相手の意見をしっかりと聴くことが大事であり、同じくらい自分の意見も大事、だから自分と相手、どちらの意見も大切にしよう」という思いを児童へ伝えました。

児童の感想文には「もめごとが起きた時、なぜ相手はこういうのだろう?相手と意見が食い違うのはなぜ?と考え、話し合うのが大切だと分かりました。」「話し合う時は相手の意見を受け入れながらも自分の意見を伝えられるようになろうと思いました。」「授業は同じ意見ばかりかなと思いましたが、意外と意見が違って面白いと思いました。」などの感想があり、多くの児童へ授業で伝えたかったことは伝わったのではないかと感じました。短い時間の中で講師一人では児童へ上手く伝えられない部分もありましたが、各班のグループリーダーとして児童達の話合いに参加頂いた先生方のお力の大きさを実感しました。

児童の皆さんには授業で学んだことをこれから の生活にも活かしてもらいたいと願っております が、私自身も普段の業務で相手の話を「聴く」こ との大切さを改めて感じました。

今後も児童・生徒に法を身近に感じ、活かして もらえるような授業を実践していきたいと考えて おります。

(法教育推進委員会副委員長 帆秋啓史)

契約の基礎知識と消費者問題に関する授業を実施(神谷中3年)

令和3年3月11日(木)、北区立神谷中学校に て法教育出前授業を実施しました。この授業は、同 中学校の3年生を対象として例年実施しているもの で、今回は新たに「高校生」というステージに立つ 生徒向けに「契約に関する基礎知識」と「消費者問 題」の2つのテーマを中心に講義を行いました。

講義は体育館のスクリーンを使用して行われ、設問に対するグループワークが行われ、生徒が積極的に参加するという形式で進められていきました。

契約については、契約の意義や成立要件、例外的に解消ができる場合があることを説明し、現代社会での契約の重要性と「契約は守らなければならない」という基本ルールを確認しました。その上で契約を解消できる場合をいくつかの事例をもとに考えてもらいました。

また、消費者問題・関連法については、まず事例 を挙げてグループごとに「契約の解消が可能である か」考えてもらいました。この事例はクーリングオ フが可能な事例でしたが、見事半数以上のグループ が適切な理由に基づき「クーリングオフができる」 と答えていました。

講義の最後には、未成年取消権について補足説明し、今回受講された生徒の皆さんは高校3年生で18歳になったときから成年に達し「大人」としての判断が求められることを確認しました。そうとはいえ、困ったことがあれば保護者の方や学校の先生、そして我々行政書士等の専門家に相談することが大切です。

消費者問題やクーリングオフについては、公民や家庭科の授業でも学ぶことですが、今回の授業をきっかけに、受講された生徒の皆さんが、身近な法律についての知識をより深め、高校で活躍されることを願っております。

(法教育推進委員会委員 髙橋賢大)

区議会議員とコラボで法教育出前授業を実施(なでしこ小6年)

令和3年2月27日(土)、北区立なでしこ小学校において、6年生を対象に法教育出前授業を 実施致しました。

例年、なでしこ小学校での法教育出前授業では 公園の使い方に関するきまりを話し合いで決めて いくという、きまりの目的や合意形成のプロセス を理解し、規範意識を醸成することをねらいとし た授業を実施してきましたが、授業の実施に向け た担任の先生方との打ち合わせのなかで、「6年 生は公民の授業で議会や政治のしくみを学習する 機会があるので、さらに学びを深めるために【予 算】をテーマに盛り込めないか」というリクエス トをいただきました。

そういった経緯から、今回の授業では「区議会議員になって、公園の設置計画を考えてみよう!」というテーマの体験型学習を実施することとなりました。子どもたちは区議会議員、ひとつの班がひとつの議会という設定で、住民の要望をまとめたアンケートをもとに、地域で新設される公園の設置計画(設置する設備や利用上のルール)を考えていきます。ただし、公園の設備にかけられる予算には上限が設定されており、必ずこの予算内に納めなければいけないというルールです。

公園の計画図(白紙の図面)のうえに、設備のアイコンを並べていくとビジュアルイメージでオリジナルの公園ができあがっていくというゲーム感覚を取り入れたことで、各班の議論も大いに盛り上がりました。

授業のまとめでは、花見たかし北区議会議員に ご登壇いただき、なでしこ小学校の近くにある実際の公園を例に、地域住民の意見を集めながら公園が作られていった経緯や、実際にかかった予算などをご紹介いただき、また「自分たちも地域の課題を見つけたり、街づくりに参加していくという視点をもってもらいたい」というメッセージを送っていただきました。「本物の区議会議員さんに来てもらっています。」と紹介したとき、児童たちはとても驚いていたので、生のお話が聞けたことも貴重な機会になったのではないかと思います。

児童からは「普段使っている公園の予算が1億円以上と聞いてとても驚いた。公園を作るのはとても大変なので、大切に使っていきたい。」「いろいろな意見を聞きながら、予算の使い方をきめるのは難しかったけど、楽しかった。」「議員さんの仕事に興味が湧いた。本物の議会を見てみたい。」など多様な感想が寄せられ、多くの気づきを持ち帰ってもらうことができたのではないかと思います。

今回の授業では、議員の先生とのコラボレーションという新しい授業のかたちを実現できたことが大きな収穫となりました。来年度も引き続き、充実した法教育出前授業を実施していきたいと思います。

(法教育推進委員会委員長 吉村信一)



法教育出前授業に関するお問合せ先

東京都行政書士会北支部では、児童・生徒の発達段階や学年・クラスごとの課題に応じた法教育出前授業を実施しております。学校・教育関係者の皆様からの授業の実施に関するご相談は随時受け付けておりますので、いつでもお問合せくださいませ。

また、授業への参加・見学を希望される支部会 員の皆様も歓迎しております。

お問合せは、電話: 03-5963-7437 又はメール: info@kitashibu.tokyo (東京都 行政書士会北支部)までお願いいたします。

令和3年度 各部・各委員会のご紹介

部長



雨谷 幹彦

本年の定時総会において雨谷幹彦支部長ほか副支部長、監事の新役員が選任さ れ、また各部・各委員会の体制が決定しましたのでお知らせいたします。皆様に おかれましては、支部活動へのご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

(支部長 雨谷幹彦)

副支 部



山賀 良彦

■ 総務部

部長 鈴木雄司 次長 石原丈路 部員 鯨井悟

■ 地域支援委員会

委員長 溝口庸一 副委員長 中村博人

■ 法教育推進委員会

吉村信一

帆秋啓史

井上圭子

高坂友也

岩本康宏

委員長

委 員

副委員長

委 員 杉森正英 石原丈路

柳沢裕治 岩本康宏

鯨井悟

髙橋賢大

副支部



小島 晴美

■ 経理部

部長 柳沢裕治 次長 濱本亮

部員 髙橋賢大 岩本康宏

長



■ 広報部

部長 吉村信一 部員 高坂友也 毛利公彦

山本 惠美子





關口 勝生

■ 研修部

部長 帆秋啓史 次長 中村博人

部員 立川悦史 小林まどか

東別府拓真

■ 暴力団等排除対策委員会 委員長 徳山義行

副委員長 光永謙太郎

(赤羽警察署管内担当)

副委員長 山本惠美子

(王子警察署管内担当)

副委員長 小島晴美

(滝野川警察署管内担当)

副支部

光永 謙太郎

■ 学校問題解決サポート委員会

委員長 山本惠美子 副委員長 立川悦史 井上圭子

委 員

■ 相談センター

委員長 鈴木雄司

副委員長 山本惠美子 小島晴美

■ 監事

浦部隆義 小山弘子

■ 相談役

島岡清美 前田浩利 村田みつ 常住豊

支部長就任にあたって

本年4月の支部総会において選任され、北支部 長及び政治連盟支部長に就任いたしました。

本年6月4日、行政書士法の目的に「国民の権利利益の実現に資すること」が明記された改正法が施行されます。この改正により、改めて行政書士の職責を自覚するとともに、溝口庸一前北支部長及び徳山義行前政治連盟支部長、また、歴代の支部長を始めとする諸先輩が築いてきた北支部の持ち味を継承し、地域の皆様に頼りにされる行政書士像を目指して活動を行ってまいりたいと思います。

昨年来の新型コロナウィルス感染拡大により、

様々な活動が制限されております。また、ワクチン接種は開始されたものの未だに終息の見通しが立たない状況にあります。

この状況の中、行政書士業務をとおした地域貢献を如何に進めていくか、関係諸団体の皆様と連携し模索してまいります。

至らぬところもあるかと思いますが、前任者同様ご指導ご鞭撻の程、よろしくお願い申し上げます。

東京都行政書士会北支部 東京行政書士政治連盟北支部 支部長 雨谷幹彦

退任のご挨拶

本年の定時支部総会をもって、支部長を任期満 了退任いたしました。

6年前の就任時に愛読書の老子を引いて、「企つ(つまだつ)者は立たず。跨ぐ(またぐ)者は行かず。」(つま先立ちでずっと立っていることはできない。大股で急ぎ足の者は遠くまで行くことはできない。)とあいさついたしました。老子といえば「無為自然」。あれこれ策を弄すること

のない生き方を説くのが老子ワールドです。

支部会員の皆様には何とも頼りのない支部長だったと思いますが、「この支部長の許では自分がしっかりしないといけない」という気運が支部会員の中に出来上がったのではないかと思います。 6年間ありがとうございました。

東京都行政書士会北支部 前支部長 溝口庸一

退任のご挨拶

この度、令和3年4月21日の北支部大会に おいて政連北支部長の任期を満了し、退任するこ ととなりました。

4期8年の長期にわたって政連支部長として活動できましたのは、会員各位のご支援、ご協力があってのことです。改めて御礼申し上げます。

さて振り返ってみると月日の経つのは早いもので、8年前に島岡東京行政書士政治連盟副会長から北支部政連支部長のポストを託され支部長の任に着いたことは昨日のごとくに思えます。

支部長として8年間、北区選出の国会議員、都議会議員そして区議会議員の先生方と懇親を深めまた区政要望等で北区において行政書士の役割についてご理解を頂けるようお願いしました。

具体的には区民のリーガルサービスの一環として学校教育や暮らしの法律相談業務等の活動に支

部会員が積極的に参加されたことは、政治家や行政の皆様の目に留まり理解が得られたと思っています。

個人的にはやり残したことは多々ありますが、 私としては就任してから毎年のごとく区政要望で 陳情しました北区役所の玄関前に北支部会員の名 札掲示板設置の願いが叶わす継続のままになって いることは心残りであります。次に続く支部長に 託したいと考えております。

これからのことになりますが、北支部の活動は 一会員として参加いたします。雨谷新支部長から は暴力団等対策委員会の委員長を拝命いたしまし たのでこれまでと同様ご支援いただきますようよ ろしくお願いいたします。

東京行政書士政治連盟北支部 前支部長 徳山義行

ようこそ北支部へ!!

令和2年8月から令和3年5月までに北支部に入会された新入会員の皆さんをご紹介します。

氏 名	入会年月日	事務所名称	事務所所在地	電話番号
佐藤 明充	R2.8.1	佐藤明充行政書士事務所	田端新町1-13-10	03-3893-4074
大澤 誉	R2.9.1	イフラス行政書士事務所	赤羽1-59-9-E7	080-3362-2970
小林 稔	R2.12.1	行政書士小林事務所	田端新町1-10-9	03-3809-5325
松岡 幸造	R3.3.15	松岡行政書士事務所	昭和町2-20-1-302 ライオンズマンション荒川遊園	03-6807-6446
陸 渠	R3.4.15	行政書士櫻正国際法務事務所	豊島2-18-12	080-3700-2168
塗木 薫	R3.4.15	すずめ行政書士事務所	王子5-17-22 志幸CORON204	03-5944-6551
宮内 將伸	R3.5.1	行政書士フォーチュンクッキー法務事務所	桐ヶ丘2-11-24 一二三荘102	03-4361-9949
夏目 優	R3.5.1	夏目優行政書士事務所	滝野川6-61-7	03-3915-7020



佐藤 明充

田端新町の出身です。地元に貢献できる行 政書士を目指していますのでご指導宜しく お願いします。



大澤 誉

はじめまして。外国人の皆様にVISAサポ ートを提供しています。イスラム圏の出身 者への対応に強みがあります。



小林 稔

40年の警視庁勤務を活かし、暮らしでの 困りごとを気軽に話せる「身近な相談相 手」となるため、日々精進致します。



松岡 幸造

身近な街の法律家として相続・遺言等地域 の皆様方の手助けが出来るよう誠実に行政 書士として頑張っていきます。



請等国際業務を中心に頑張ってまいります います。 よろしくお願い致します。



北区在住歴14年の新人です。在留許可申 建設業許可など許認可の申請を頑張りたいと思って

どうぞよろしくお願い致します。



宮内 將伸

はじめまして、終活アドバイザーの宮内と 申します。今回、サービス向上のため行政 書士に登録いたしました。よろしくお願い します



夏目 優

時計宝飾品の輸入販売をする会社に勤務し ていました。在留資格申請、成年後見でお 役に立てる様頑張ります。

戀東京都行政書士会北支部

無料相談金

北区の行政書士会主催だから安心!!

相談員は全て地元北区で働く行政書士です 行政書士会所定の研修を受けた専門相談員が 分かりやすく丁寧にお答えします



さまざまなご相談にご対応いたします!!

[よくあるご相談事例]

- 相続に関すること 遺言に関すること 成年後見に関すること 離婚・家族問題
- 借地・借家など不動産に関すること 外国人のビザや帰化に関すること 近隣トラブル
- 会社設立や営業許可申請など事業に関すること 売買・賃貸借など契約に関すること

その他上記以外のことでもご相談可能です

区役所無料相談会

北区役所で定期的に行っている無料相談会です

日時

偶数月(10月除く)の第一火曜日 13:00~16:00

場所

北区役所第1庁舎1階ロビー (王子本町1-15-22)

サテライト相談会

奇数月に区内各地で実施する特別相談会です

日時

奇数月の第一火曜日 13:00~16:00

場所

北区内のふれあい館等

- ※詳細は支部ホームページ、フェイスブックページのほか、北区ニュース等でお知らせいたします。
- ※新型コロナウイルス感染症に関する諸般の事情により、予告なく延期・中止となる場合があります。
- ご相談時間の目安はお一人様30分です。
- 相談会の日時は予告なく変更になる場合があります。
- ご予約なしでもご相談可能ですので、お気軽にご来場ください。
- 継続相談(2回目以降のご相談)または業務依頼をご希望の場合は有料となります。
- 継続相談、業務依頼をご希望の場合、相談センターにご連絡いただけますと、適任の行政書士をご紹介いたします。

ご予約・お問合せはこちらまで

東京都行政書士会北支部 相談センター

(電話受付時間:平日9時~17時)

3 03-5963-7437



info@kitashibu.tokyo

HP: http://kitashibu.tokyo/ facebook.com/kitashibu.tokyo/

